

「女性差別撤廃条約」選択議定書の批准を求める意見書

1979年に第34回国連総会において、女性が性に基づく差別を受けない権利と平等の権利を保障する「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下「女性差別撤廃条約」という。）が採択され、日本がこの条約を1985年に批准してから36年余りが経過した。条約の実効性を高めるため、1999年に「女性差別撤廃条約」選択議定書が国連で採択され、締結国のうち114か国が批准しているが、日本はまだ批准していない。

2022年発表の日本の「ジェンダー・ギャップ指数」は、153か国中116位と主要7か国では最下位のままである。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、学校の休業や保育所の休園、非正規職員の雇い止めなど、特に女性の雇用や所得に与える影響等が大きくなっている。

このような中、一昨年11月に男女共同参画会議から内閣総理大臣に対し答申された、「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本的な考え方について」では、「女子差別撤廃条約を積極的に遵守」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記された。また国会審議でも、外務大臣が選択議定書の「早期締結に向けて真剣に検討を進めている」「検討を加速する」と述べるなど、前進への期待が広がっている。

よって、国会及び政府におかれては、男女共同参画社会の実現に向けて、女性差別撤廃条約の選択議定書を批准し、国内法制を早急に整備されるよう要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月19日

砺波市議会議長 川辺 一彦

衆議院議長 細田 博之 殿

参議院議長 尾辻 秀久 殿

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿

法務大臣 齋藤 健 殿

外務大臣 林 芳正 殿

内閣府特命担当大臣（少子化対策・男女共同参画）

小倉 将信 殿

内閣官房長官 松野 博一 殿